

石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程の一部を改正する件

○石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成十七年厚生労働省告示第百三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

石綿障害予防規則第二十七条第一項の規定による特別の教育は、  
 学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同  
 表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うも  
 のとする。

科目	石綿の有害性	範囲	時間
(略)	石綿の性状 石綿による疾病の病 理及び症状 喫煙の影響	(略)	○・五時間
方法	保護具の使用	保護具の種類、性能、使用方法及 び管理	一時間
(略)	石綿等の粉じ んの発散を抑 制するための 措置	建築物、工作物又は船舶（鋼製の 船舶に限る。）の解体等の作業の 方法 湿潤化の方法 作業場所の隔 離の方法 その他石綿等の粉じん の発散を抑制するための措置につ いて必要な事項	(略)

現 行

石綿障害予防規則第二十七条第一項の規定による特別の教育は、  
 学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同  
 表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うも  
 のとする。

科目	石綿の有害性	範囲	時間
(略)	石綿の性状 石綿による疾病の病 理及び症状	(略)	○・五時間
方法	保護具の使用	保護具の種類、性能、使用方法及 び管理	○・五時間
(略)	石綿等の粉じ んの発散を抑 制するための 措置	建築物又は工作物の解体等の作業 の方法 湿潤化の方法 作業場所の 隔離の方法 その他石綿等の粉じん の発散を抑制するための措置に ついて必要な事項	(略)